○国土交通省告示第六百三十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十二第二項の規定による届出があったので、同条第四項の規定に基づき、平成十一年建設省告示第千二百八十七号の一部を次のように改正する。

平成三十年四月二十五日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
八	株式会社東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号	省令第十五条各号に掲げる区分	北海道札幌市、北海道小樽市、北海道石狩市、北海道恵庭市、北海道千歳市、北海道苫小牧市、北海道余市郡余市町、北海道空知郡南幌町、北海道夕張郡長沼町、北海道樺戸郡栗山町、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都（島しょ部を除く。）	イ　本店　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号 ロ　札幌事務所　北海道札幌市中央区北一条東二丁目五番二号 ハ　東北支店　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号 ニ　埼玉支店　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十八番七号 ホ　東関東支店　千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目二番二十四号 ヘ　東関東支店常総事務	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間

改正前

指定確認検査機関の名称等は、別表のとおりとする。

別表

指定番号	指定確認検査機関の名称	住所	指定の区分	業務区域	確認検査の業務を行う事務所の所在地	指定をした日	指定の有効期間
（略）							
八	株式会社東日本住宅評価センター	神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号	省令第十五条各号に掲げる区分	北海道札幌市、北海道小樽市、北海道石狩市、北海道恵庭市、北海道千歳市、北海道苫小牧市、北海道余市郡余市町、北海道空知郡南幌町、北海道夕張郡長沼町、北海道樺戸郡栗山町、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨	イ　本店　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央四丁目三十三番五号 ロ　札幌事務所　北海道札幌市中央区北一条東二丁目五番二号 ハ　東北支店　宮城県仙台市青葉区一番町三丁目七番二十三号 ニ　埼玉支店　埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目十八番七号 ホ　東関東支店　千葉県千葉市花見川区幕張本郷一丁目二番二十四号 ヘ　東関東支店常総事務	平成二十七年九月九日	指定をした日から五年間